

国見町災害対策本部(朝台文化センター内) 電話番号 024-585-2116

2月15日の大雪による国見町被害状況等について

2月14日より降り続いた雪により、全国的に大荒れの天候となりました。

国見町においても、15日午前6時48分に大雪警報が発表され、職員による警戒配備体制が執られました。その後、国土交通省福島河川国道事務所と協議し、国道4号下り線の激しい渋滞に巻き込まれた方々のために、15日午後8時に町内2ヶ所に避難所を開設しました。

避難所(述へ)収容人数

大木戸ふれあいセンター 3人
観月台文化センター 84人

日赤奉仕団7人による炊き出しが行われ、避難所及び国道渋滞中の車両へ約800食の配布が行われました。避難所は、国道4号線、高速道路が一部再開され、避難者が退所した16日午後6時30分に閉鎖しました。

被害状況(2月26日現在産業振興課調べ)

人的被害.....無し

建物被害.....物置3棟全壊、鶏舎4棟一部員壊、ビニールハウス52棟全壊、豚飼育舎2棟全壊
ライスセンター1棟一部員壊、浄化センター汚泥保管テント3棟全壊



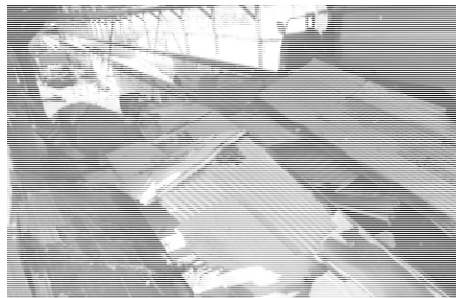
2月16日正午頃の4号線



小坂地区の積雪 67cm



浄化センター汚泥保管テント



鶏舎

～大雪により被害を受けた農業者の皆さまへ～

■パイプハウス資材の共同購入を補助します

町では、2月8日から16日にかけての大雪により被害を受けた農作物等栽培用ハウスを対象として、農作物等の生産を行うために緊急に必要な資材等の共同購入に要する経費について、次の内容により助成いたします。農作物等栽培用パイプハウスの倒壊があった方はお知らせください。

- 補助対象施設 全壊または半壊した農作物等を栽培(育苗含む)するパイプハウス ※ハウス設置後経過年数が10年以内の施設であること
●補助金の額 当該事業費の3分の2以内(県1/3、町1/3、農家1/3) ※補助上限額あり
●報告期限 平成26年3月6日(木)(期限厳守)
●連絡先 産業振興課 585-2986またはJA国見営農センター 585-2660

■制度資金の保証料を補助します

町では、農業等災害を起因とする融資を受けるときに生じる保証料を補助するため、「国見町農業等災害関連制度資金保証料補助金」の制度を設けました。該当される方は、次の内容により申請のうえご利用ください。

農業等災害関連制度資金	
補助対象者	次の制度資金を借りるために保証料を支払った農業者で、町税等の滞納がなく、必要な申告義務を怠っていない方 (1)農業近代化資金 (2)金融公庫資金(転貸資金) (3)農業改良資金(転貸資金) (4)就農支援資金(5)畜産経営特別資金 (6)農業経営改善促進資金 (7)農業経営負担軽減支援資金(8)畜産疾病経営維持資金 (9)家畜飼料特別支援資金 (10)畜産経営維持緊急支援資金(11)農家経営安定資金 (12)環境創造資金 (13)アグリマイティー資金 (14)アグリスーパー資金(15)JA農機ハウスローン(16)JA営農ローン (17)担い手応援ローン (18)農業生産資金(19)災害資金
補助金の額	補助金の額は、農業者が基金協会に支払った保証料に相当する額のうち、次に定める額とします。 (1) 認定農業者については、支払った保証料の全額 (2) 前号以外の農業者については、支払った保証料の10分の5に相当する額
提出書類	・国見町農業等災害関連制度資金保証料補助交付申請書(産業振興課で準備します) ・保証料計算書の写し ・町税等の納税証明書(税務課で発行)
持参物	印鑑(シャチハタ以外)
受付期間	平成26年3月3日から平成26年3月31日まで
受付場所	産業振興課(観月台文化センターホール内) ☎585-2986

■今後予定している被災農業者支援事業について(お願い)

農林水産省では、大雪による被災農業者への支援として、次の対策を実施することといたしました。詳細については、決まり次第お知らせいたしますが、支援を受けるため次の点にご注意ください。

《支援対策の内容》

- (1) 災害関連資金の無利子化
- (2) 農業用ハウス等の再建・修繕への助成
- (3) 共同利用施設への助成
- (4) 果樹の改植への助成
- (5) 被災農業法人等の雇用の維持のための支援



《被災農業者の皆さんへお願い》

倒壊したハウス等の撤去に要する経費も助成の対象となります。該当する方は、それぞれの農家ごとに次の資料を保存しておいていただくようお願いいたします。

- ①「施設の被害の状況」や「撤去の作業を行った者、日付、費用の額」がわかる書類や写真等
- ②撤去作業を外注した場合の発注書、納品書、請求書などの書類